

# いわき市 「いのちを育む教育」の指針



平成30年3月策定

いわき市





# はじめに



いわき市長 清水 敏 男

平成23年3月11日に発生し、本市に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の大地震と大津波、そして原子力発電所の事故は、突如、私たちのふるさとを一変させ、7年の歳月を経過した今もなお、大きな爪痕を残しております。

震災による大きな犠牲を払って、私たちが学んだ「いのち」と「絆」の大切さは、決して忘れることなく、世代を超えて、震災経験のない未来の世代に、途絶えることなく受け継いでいかなければなりません。

また、震災を経験した子どもを含め、本市の子どもたち一人ひとりが、「自分がかげがえのない大切な存在である」という自らの存在価値を肯定できる感情を育み、将来にわたって健康で豊かに、明るい未来を切り拓いていけるよう、これまで以上に「いのちを育む教育」を推進していくことが重要であります。

このような中、本市におきましては、子どもたちを取り巻く、学校、家庭、保健、医療、福祉、地域等、関係者の皆様とともに、本市の将来を担う子どもたち自身が、いのちを大切にし、相手を思いやり、心身の健康の維持・向上に取り組むことができるよう、より良い支援体制の構築などについて議論を重ね、この度、本市が目指す支援の方向性を取りまとめました。

今後は、本指針に基づき、市民の皆様をはじめ、関係者の皆様と連携を図りながら、「いのちを育む教育」をより一層推進して参りますので、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、指針策定にあたり、御尽力いただきましたいわき市いのちを育む教育推進協議会の委員並びにアドバイザーの皆様に対し深く感謝申し上げます。

平成30年3月

# 目次

## 第1章 「いのちを育む教育」の指針の策定にあたって

- 1 指針策定の趣旨 ..... 1
- 2 子どもたちを取り巻く背景と課題
  - (1) 背景 ..... 2
  - (2) 現状と課題 ..... 3

## 第2章 「いのちを育む教育」の指針の基本的な考え方

- 1 「いのちを育む教育」とは ..... 10
- 2 「いのちを育む教育」の指針の位置づけ ..... 13

## 第3章 「いのちを育む教育」の推進

- 1 本市の目指すべき姿 ..... 15
- 2 「いのちを育む教育」の推進のための視点 ..... 16
- 3 「いのちを育む教育」の推進のための基本目標及び内容 ..... 18
  - ・ 目標体系 ..... 18
  - ・ 目標の内容 ..... 20

## 第4章 「いのちを育む教育」の指針に基づく活動の推進

- 1 各主体の役割 ..... 30
- 2 推進体制 ..... 31
  
- 平成29年度いわき市いのちを育む教育推進協議会委員名簿 ..... 33

# 第1章

## 「いのちを育む教育」の 指針の策定にあたって



### 1 指針策定の趣旨

平成23年3月11日、突如発生した東日本大震災と大津波により、多くの命が奪われ、多数の家屋が倒壊・流出するなど、本市も甚大な被害を受けました。加えて、震災に起因する原子力発電所の事故は、物的な損害はもちろん、家族や地域の絆が分断されるなど混乱の極みをもたらしました。その爪痕は依然として大きく、今なお、復興の途上にあります。

現在、東日本大震災時に幼少期にあった子どもたちも思春期を迎え、今改めて、本市の子どもたち一人ひとりが「かけがえのない大切な存在」として、いのちや人と人との絆を大切にし、将来にわたって健康で豊かな人生をおくり、明るく未来を切り拓いてほしいと願います。さらに、私たちが抱きたいのちや絆の大切さに対する実感は、現在を生きる市民の世代を超えた共有する思いとして、東日本大震災を経験していない未来の世代にも、途絶えることなく受け継いでいかなければなりません。

こうした中、平成28年8月5日には、いわき市議会から、いのちを育む教育の推進を図り、子どもたちの豊かな未来を育むための提言として「いのちを育む教育に関する提言書」が提出されました。

こうしたことを踏まえ、子どもたちを取り巻く全ての市民が一丸となって、本市の将来を担う子どもたち自身が、自他のいのちを大切にし、相手を思いやり、心身の健康の維持・向上に取り組むことができるよう、「いのちを育む教育」について、学校、家庭、保健、医療、福祉、地域等関係機関の連携のあり方と今後の取り組みの方向性を示すものとして、本指針を策定し、より一層推進することとします。



## 2 子どもたちを取り巻く背景と課題

### (1) 背景

本市においては、平成23年3月に発生した東日本大震災により、多くの尊いいのちが失われ、私たち一人ひとりが改めていのちの大切さや身近な人と人との絆の大切さに向き合うこととなりました。私たちが抱きたいのちや絆の大切さに対する実感を、東日本大震災を経験しない未来の世代にも、途絶えることなく受け継ぎ、子どもたちが自他のいのちを尊重し、明るく豊かな人生を送るための支援が求められています。

こうした中、本市における10代の人工妊娠中絶率は、おおむね減少傾向にあるものの、依然として国より高い状態が続いています。10代の妊娠・出産、計画していない妊娠、母子ともにハイリスクとなる飛び込み出産<sup>(\*)</sup>も課題となっており、平成28年8月には、市議会から「いのちを育む教育に関する提言書」が市に提出されました。

国は、少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、平成27年に「少子化社会対策大綱」を定めました。また、同年、母子保健の主要な取組みを示した国民運動計画「健やか親子21（第2次）」において、思春期における心身の健康の向上には、必要な知識や態度を身につけ、情報を自ら得るとともに、健康について前向きに考えていけるよう努めることが重要であり、子どもの心身及び健康の保持と増進にあたっては、教育機関だけでなく、保健や医療の関係者が連携して、社会全体としてその達成を援助できるよう支えていくことが必要であるとされました。

これまでも、教育機関、思春期保健に携わる関係機関が様々な取組を行ってきましたが、東日本大震災を契機に、これまで以上に、子どもたちが自他のいのちを大切に、明るく豊かな人生を送るための支援を関係機関、地域とともに推進することが必要となっています。

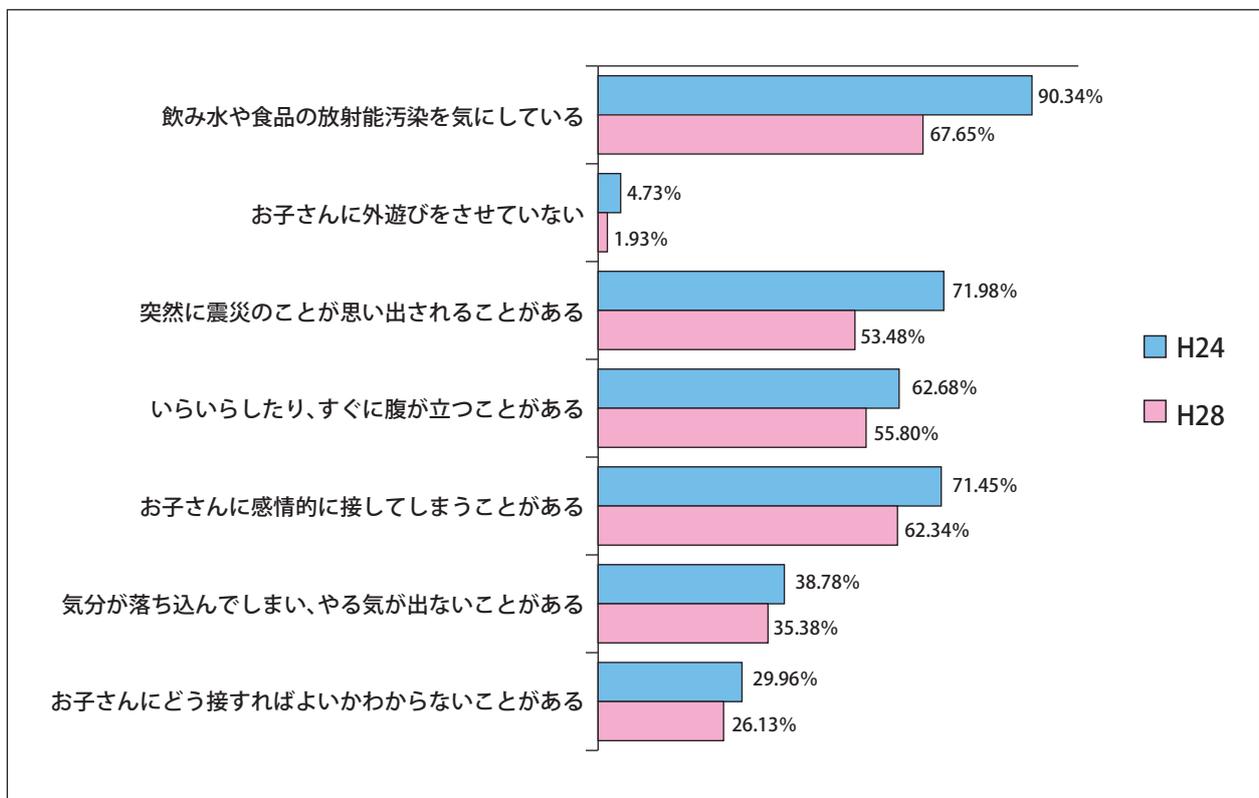
#### (\*) 飛び込み出産とは…

妊娠しているにも関わらず、妊婦健康診査を定期受診せずに、生まれる間際に初めて医療機関を受診し出産すること。

## (2) 現状と課題

### 東日本大震災による影響

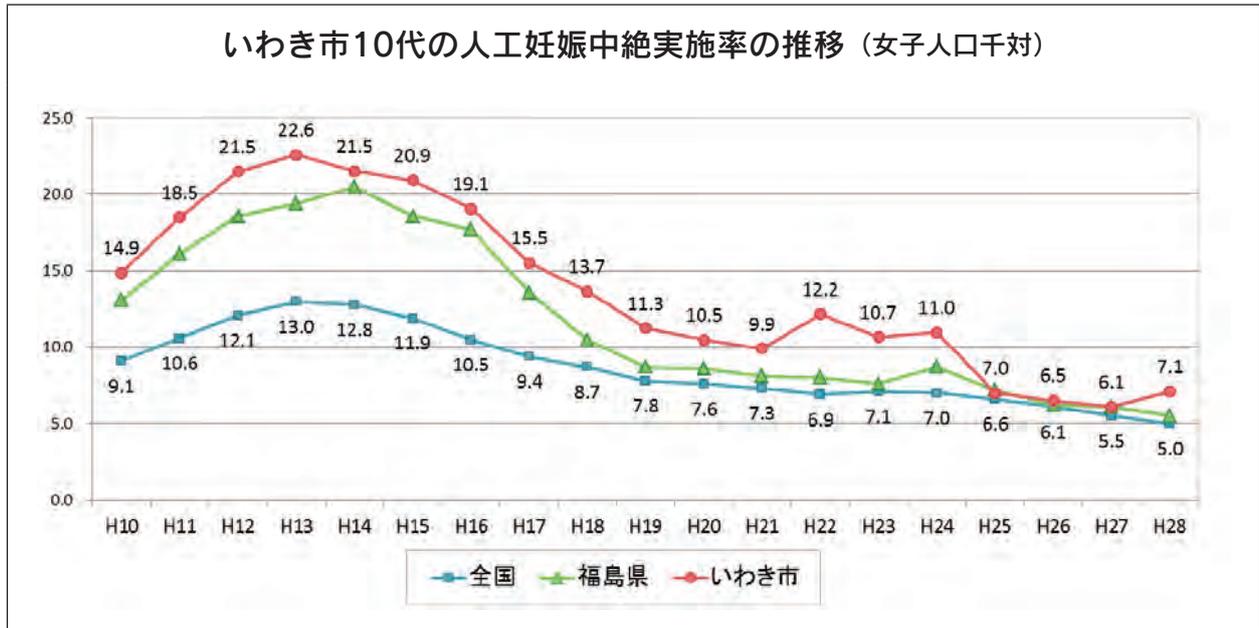
東日本大震災の地震や津波、それに起因する原子力事故等により、放射線による健康被害の不安にさらされただけでなく、子どもの生活や家族形態が変化し、子どもの居場所の喪失や心身のストレスによるこころの問題が危惧されています。



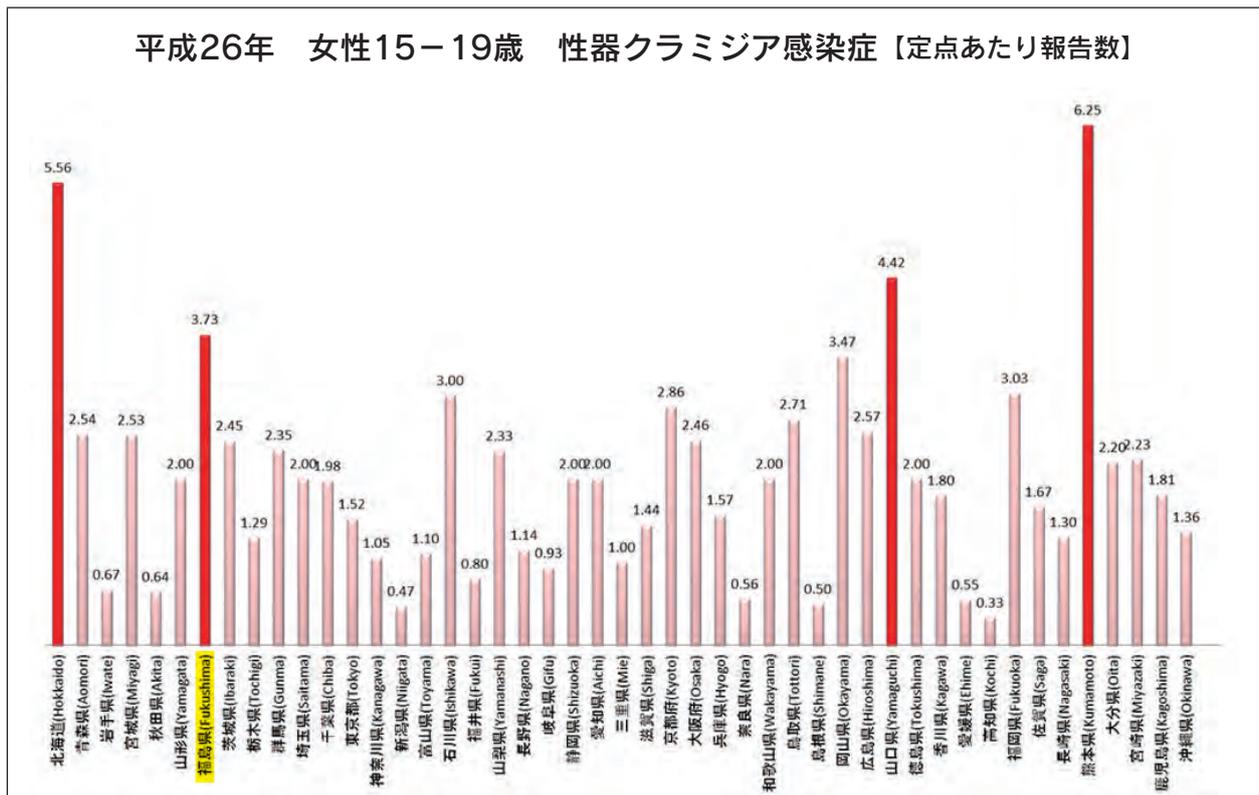
出典：「いわき市3歳児健康診査 心の問診票 H24年度とH28年度の比較結果」より

## 10代の計画していない妊娠・中絶・性感染症

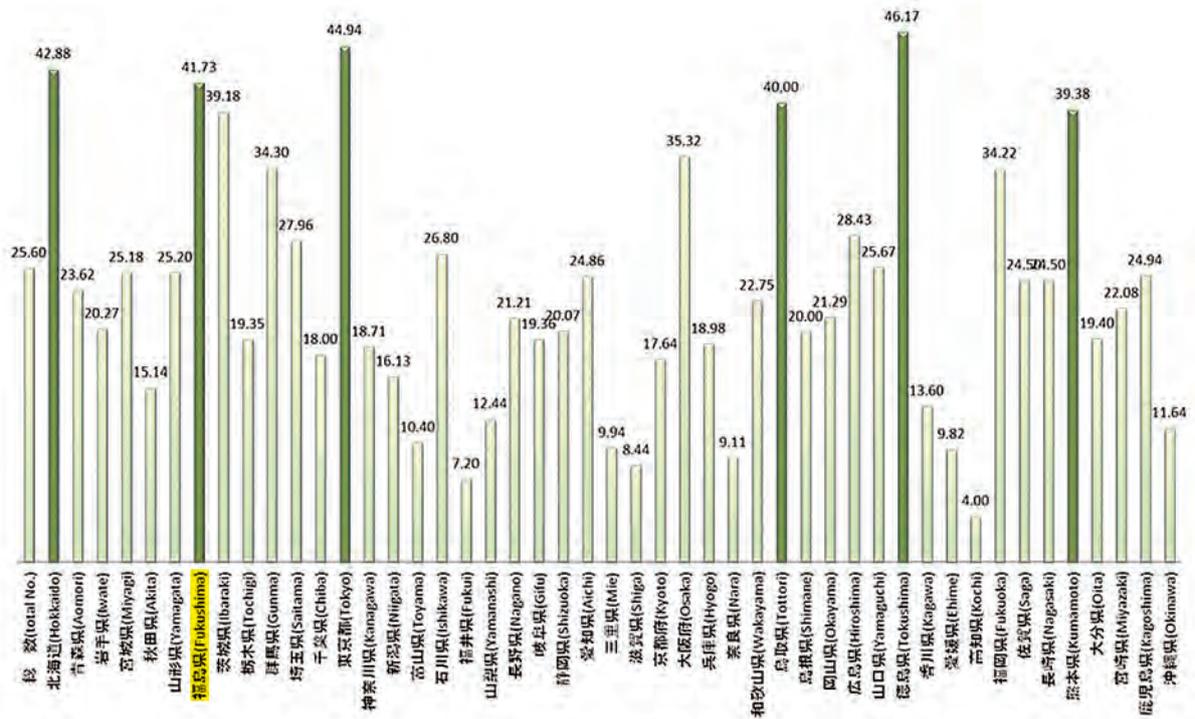
本市の10代の人工妊娠中絶率については、近年減少傾向にあるものの、依然として全国平均を上回る水準で推移しています。また、若年の性器クラミジア感染症の罹患も多いとされています。



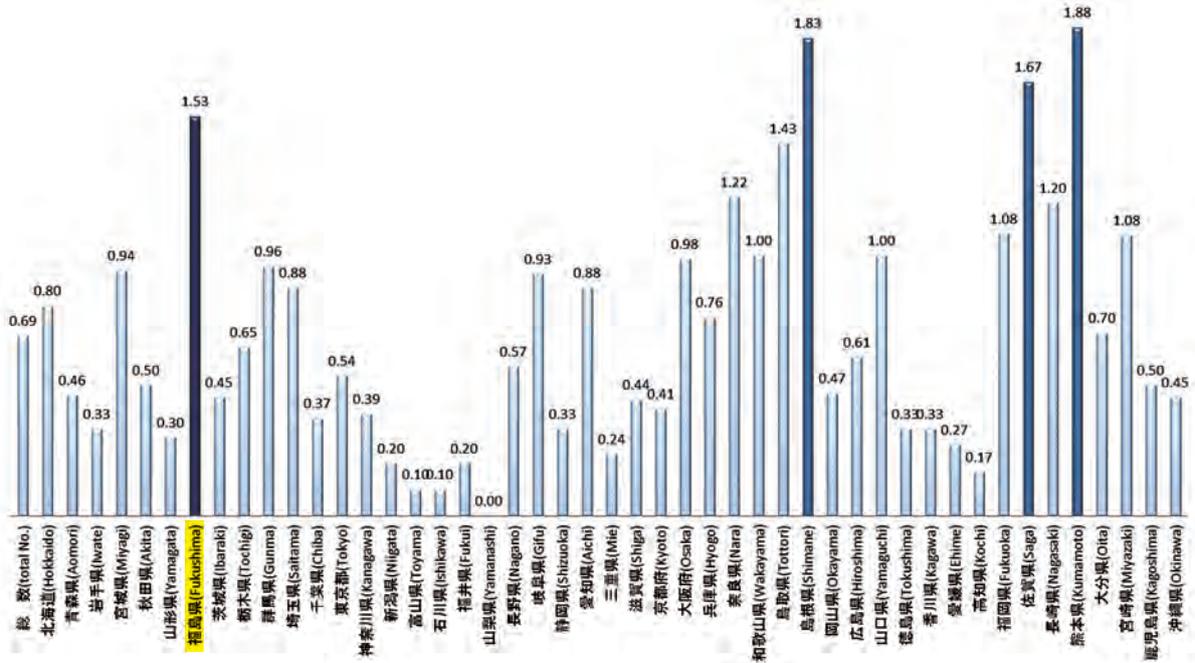
(※いわき市の数値は、市内医療機関の届出数であり、いわき市民とは限らない。)



平成26年 性器クラミジア感染症 男女総数【定点あたり報告数】



平成26年 男性15-19歳 性器クラミジア感染症【定点あたり報告数】



出典：国立感染症研究所 感染症情報センター HPより

〔感染症発生動向調査事業年報 <http://idsc.nih.go.jp/idwr/>より、excelデータをダウンロードし、平成26年確定報告データより加工し作成。〕

※「定点あたり報告数」とは、定点（全国の医療機関の中から調査観測用に抽出された医療機関）1つあたり、どの位の患者報告数があったかを表す数値。

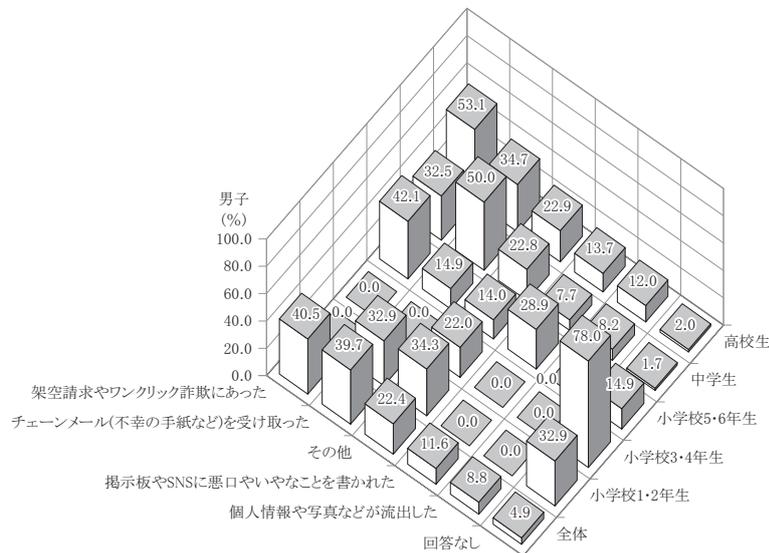
掲載表については、都道府県の定点からの患者の報告総数を定点数で割った、1定点あたりの平均値。

## 情報の氾濫

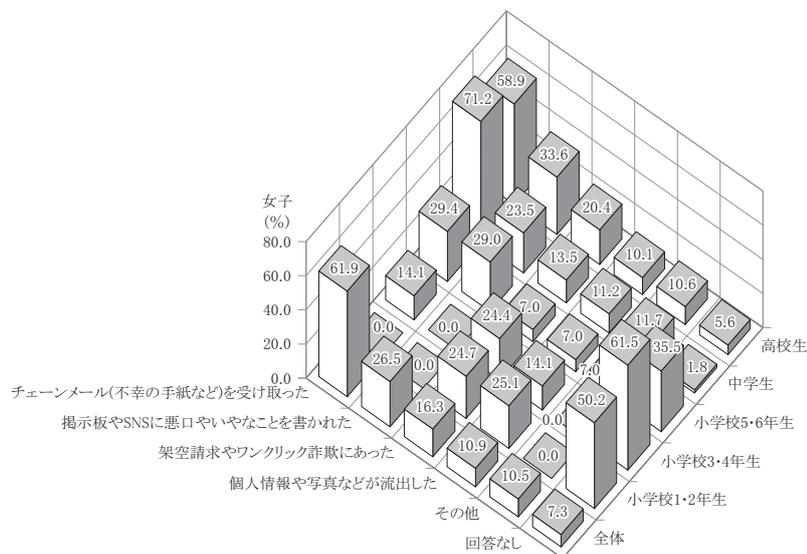
携帯電話・スマートフォンやパソコンの急激な普及により、情報発信・情報収集が容易となり、利便性や効率性が向上した一方で、SNSによるいじめや性被害、性産業、出会い系、過激な性描写、自殺等の様々なサイト等の氾濫と接触への容易さに関連して、子どもたちが誤った情報の影響や被害を受ける危険があります。

こうした現状から、子どもたちがこれらのことを十分認識し、幅広い視野から情報を取捨選択し、相談機関を活用するなど正しい知識をもって行動選択していける力を育む必要があります。

インターネットトラブルの内容（男子）  
（インターネットトラブルの経験で「はい」と回答した者のみ）



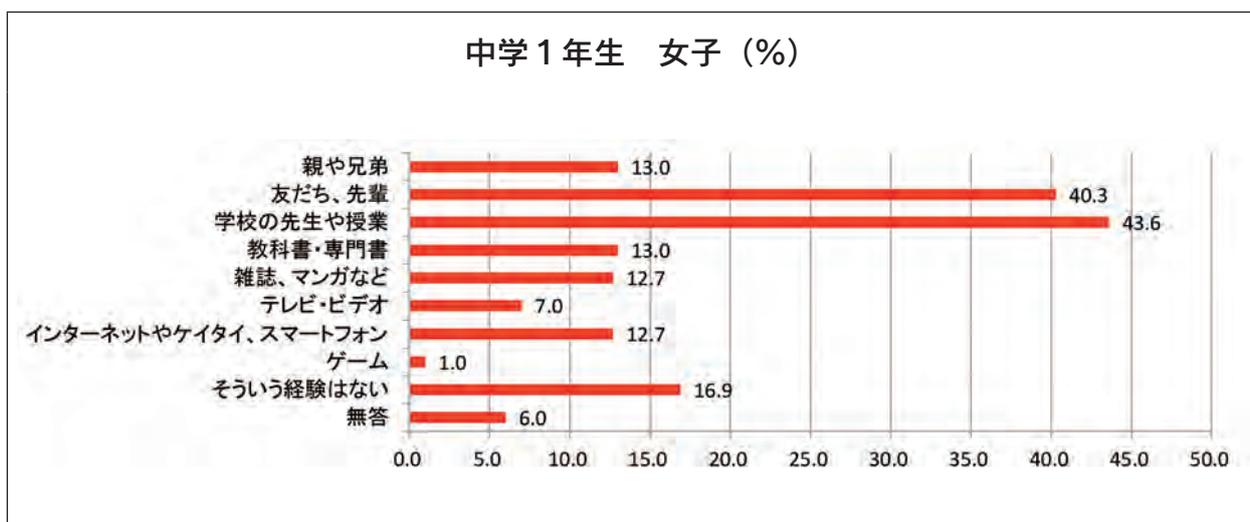
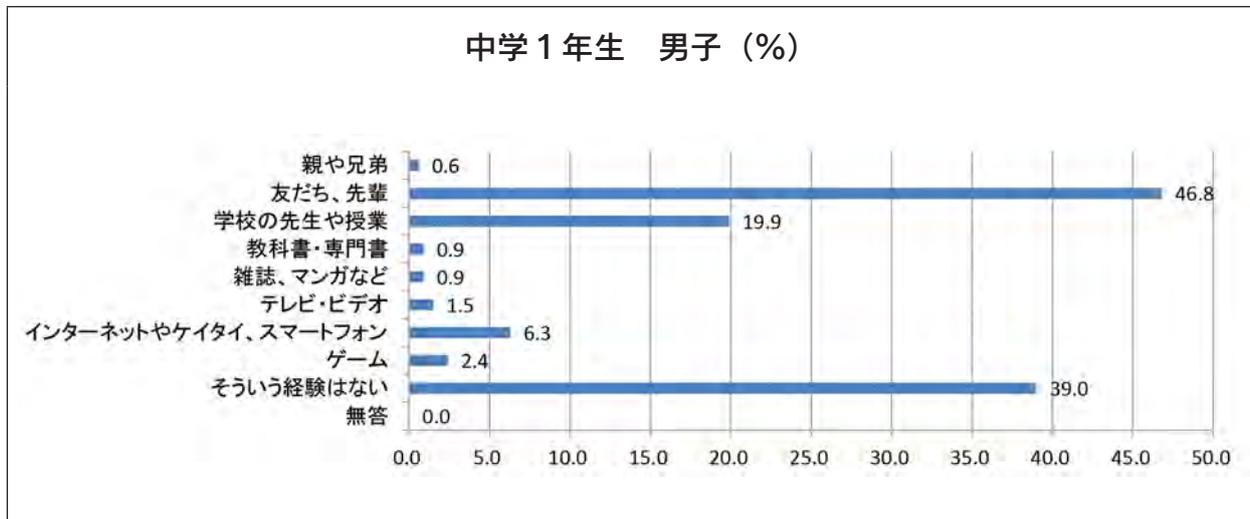
インターネットトラブルの内容（女子）  
（インターネットトラブルの経験で「はい」と回答した者のみ）



出典：日本学校保健会「平成26年度児童生徒の健康状態サーベイランス事業報告書」より

## 性情報をどんなところから得るか

「エッチな場面や性に関する話を何から見たり聞いたりしていますか」

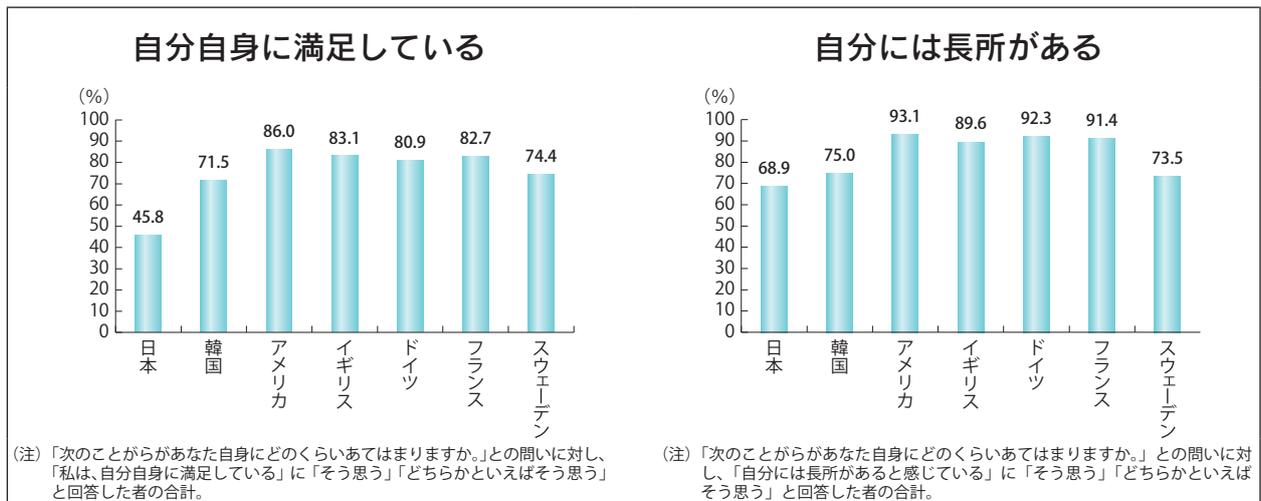


出典：「平成26年東京都幼・小・中・高性教育研究会調査」より

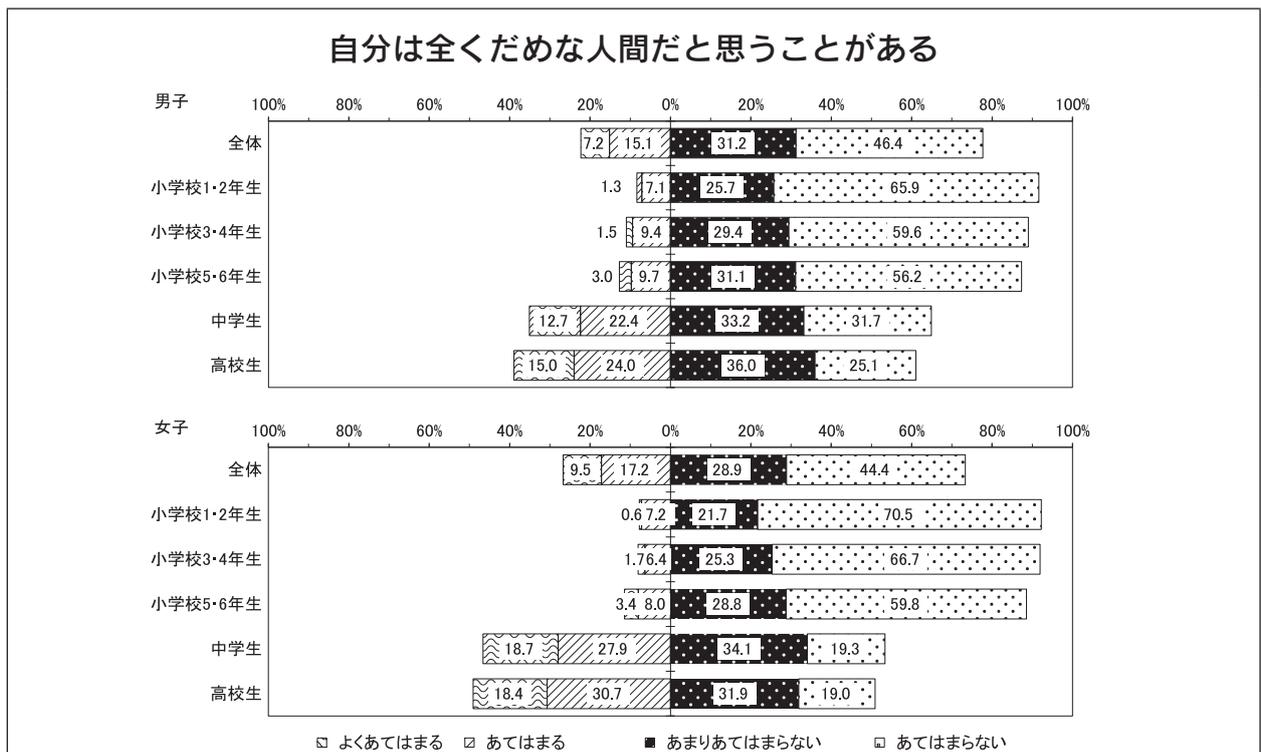
## 思春期の自己肯定感の低さ

日本学校保健会の「平成26年度児童生徒の健康状態サーベイランス事業報告書」では、「自分は全くだめな人間だと思うことがある」という質問に、「よくあてはまる」、「あてはまる」とした小学5・6年生男子は12.7%、女子は11.4%、中学生男子35.1%、女子46.6%、高校生男子39.0%、女子49.1%でした。

「自分は大切な存在である」という自己肯定感を育むことは、自身を大切にすることだけでなく、他者を思いやり、大切にすることにもつながります。

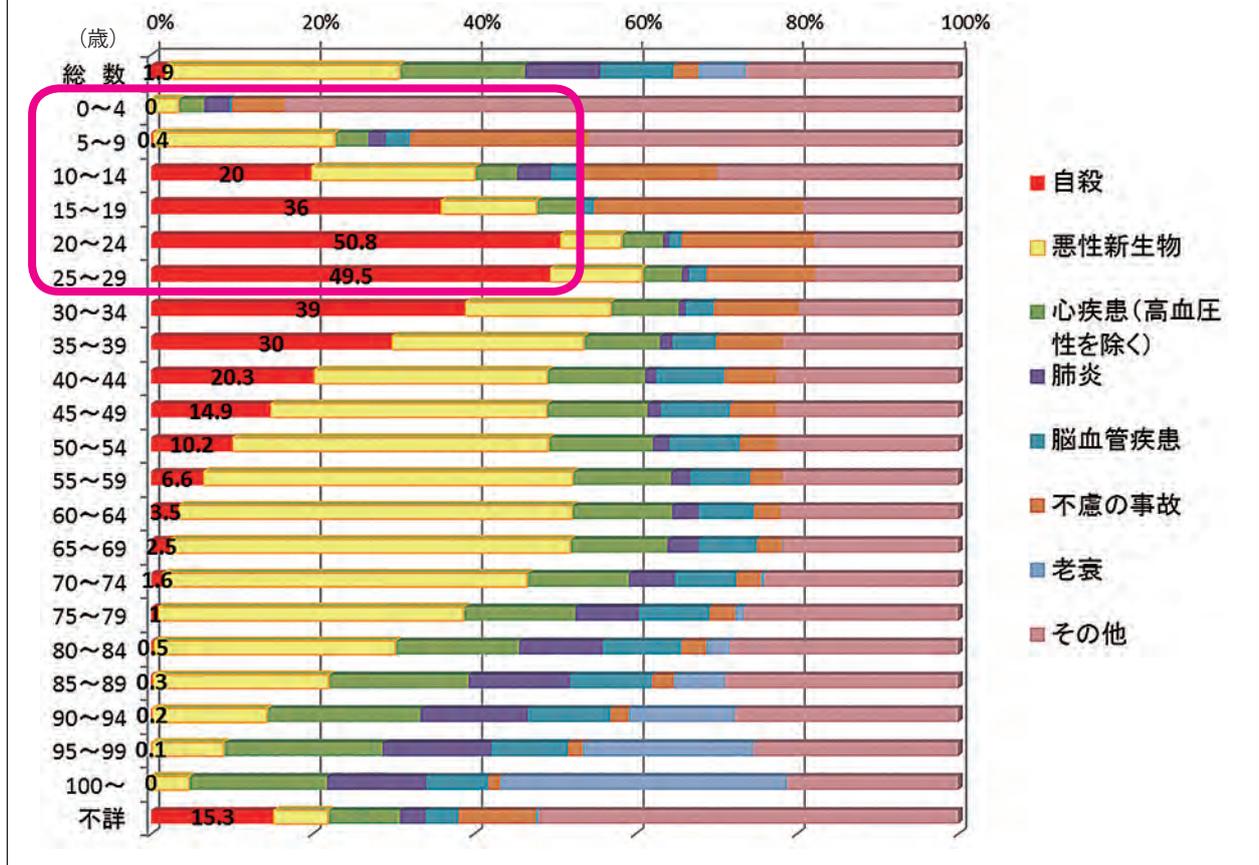


出典：内閣府「平成26年度版子ども・若者白書」より



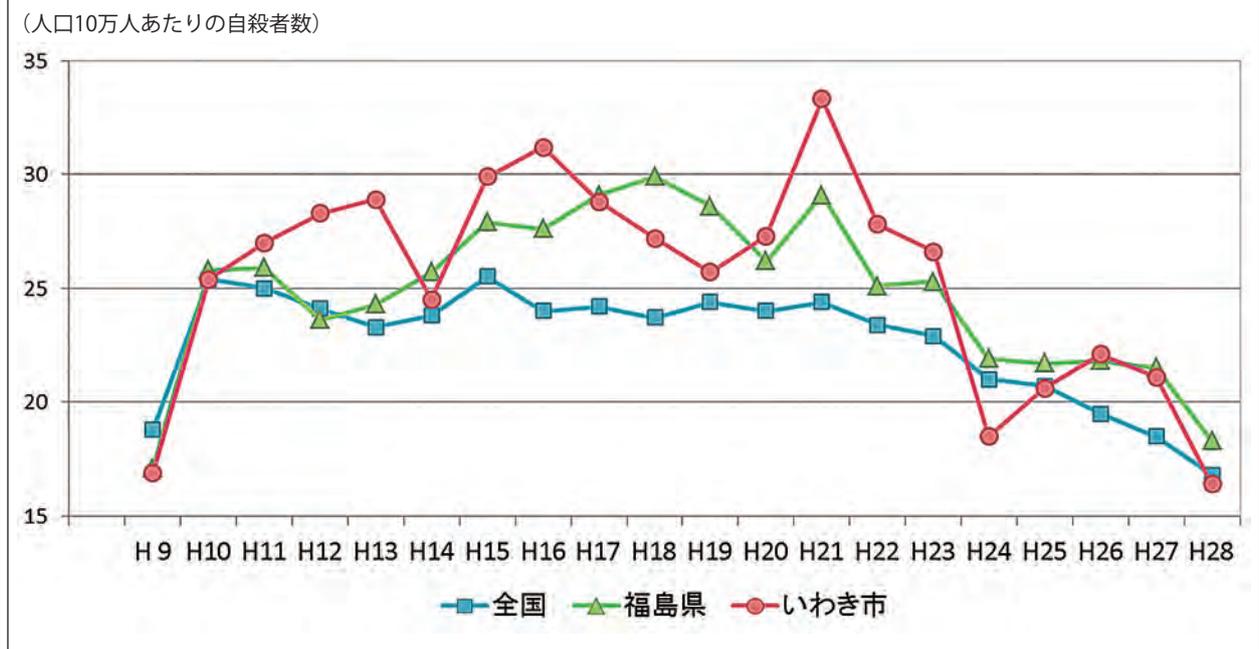
出典：日本学校保健会「平成26年度児童生徒の健康状態サーベイランス事業報告書」より

### 年齢階級別にみた主な死因の構成割合（平成26年）



出典：厚生労働省「人口動態調査」（平成26年）

### 全国・福島県・いわき市の自殺死亡率の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」より算出

## 第2章

# 「いのちを育む教育」の 指針の基本的な考え方



### 1 「いのちを育む教育」とは

本市における思春期保健については、情報化の進展や子どもたちの生活様式の変化に合わせながら、さらに対策を進めていくことが必要な状況にあります。さらには、技術革新などが加速度的に進む今後の社会の予測困難な変化を考えたとき、子どもたちは、自らの可能性を信じて、その変化に主体的に関わり、自分なりに試行錯誤し、多様な他者と協働し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるように成長していくことも重要です。「いのち」に対する思いや考え方を育て、「生き方」の確立を目指すことは、子どもたちの心身の健康や豊かな未来をつくるための基礎となります。

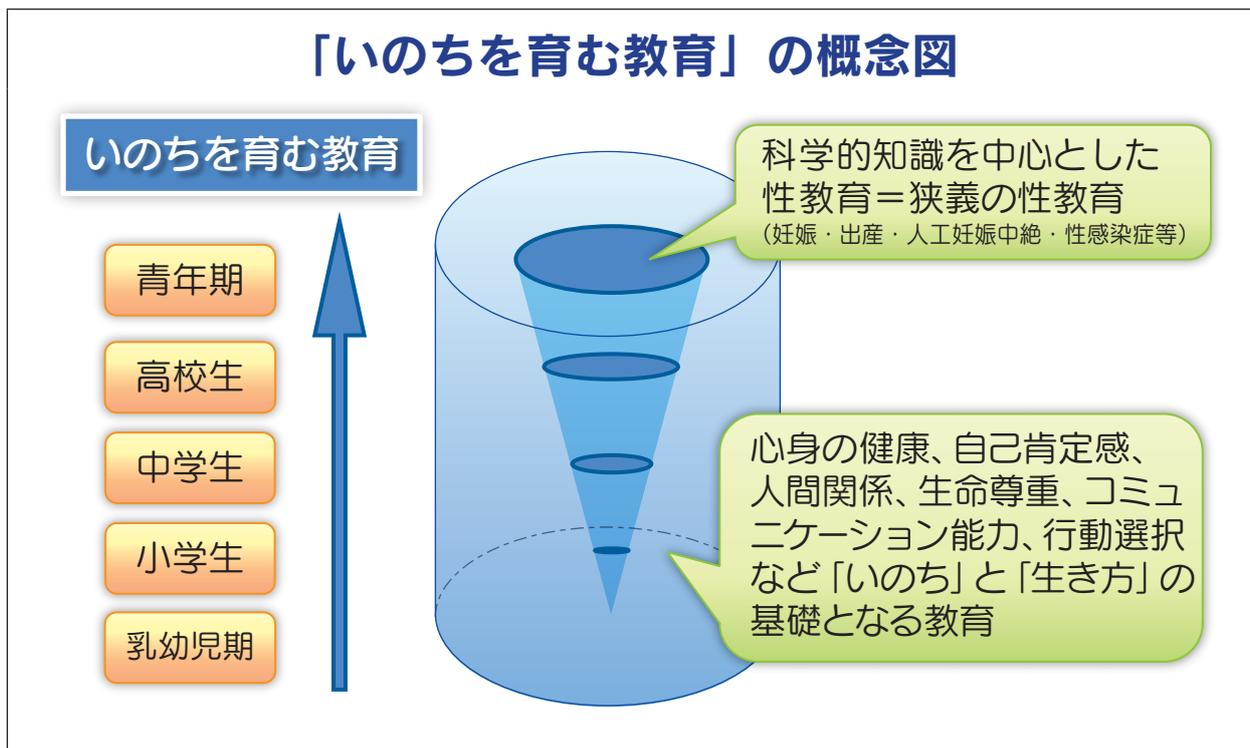
「いのちを育む教育」は、乳幼児期からの愛着形成<sup>(\*)</sup>と自己肯定感<sup>(\*)</sup>を育むことから始まり、さまざまな主体が連携し、年齢に応じたいのちの尊さや性への教育を様々な機会に積み重ね、子どもたちが、その理解を深めることにより、“人としての成長を促していく”ものです。そこには、「子どもたち一人一人が、今後の予測困難な社会の中でも、健康で豊かな人生を送れるよう輝いてほしい」という願いを込めています。

生まれてから次世代のいのちを育むまで、長期的な展望のもと、「いのちを育む教育」を地域社会全体で推進することが重要となっています。

このように、「いのちを育む教育」は、単に性教育にとどまるものではなく、本人、学校、家庭、保健、医療、福祉、地域等関係機関がヘルスプロモーション（図1）の理念に立ち、一丸となって、生命・性のあり方について学ぶもので、自分を大切にすること、相手を思いやる気持ちや性に関する正しい知識の習得等をしていくことで、周囲に相談しながら適切な意思決定や行動選択する力を育てていくことにつながるものでもあります。

\*の説明は12ページをご覧ください。

## 「いのちを育む教育」の概念図

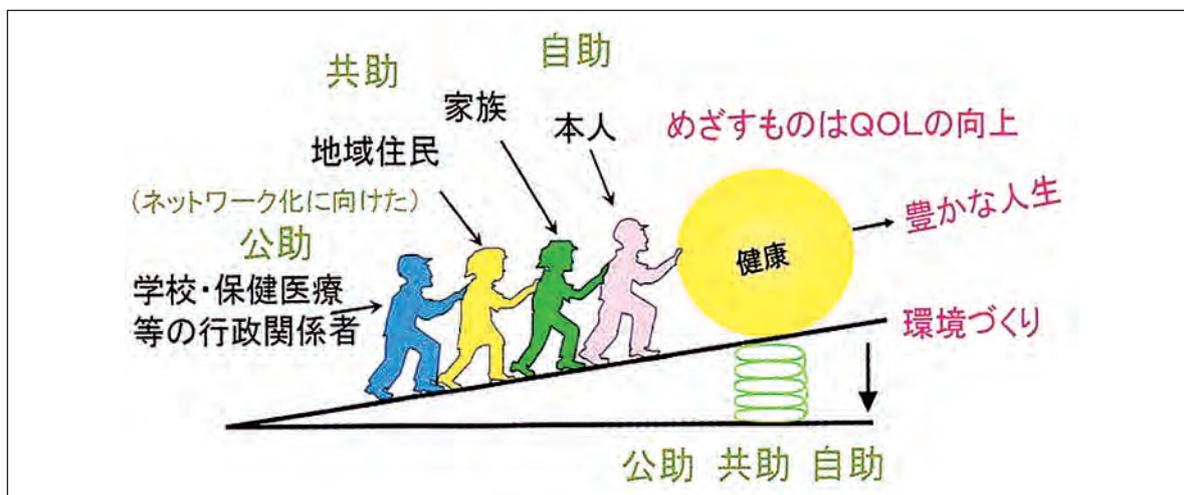


## ヘルスプロモーションの考え方

ヘルスプロモーションは、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである」（1986年オタワ憲章）と定義されています。

ヘルスプロモーションでは、健康を「人々が幸せな人生を送るための大切な資源」ととらえます。病気や障がいを抱えている人も、健康な人も、その人なりの幸せな人生を送るためには健康状態を維持・改善することが大事になります。

人々のQOL（Quality of Life：生活や人生の質）を向上し、長い人生の中であらゆる生活の場で個人、人々、地域が健康づくりに取り組むすべてのプロセスをヘルスプロモーションと位置づけています。



(図1 ヘルスプロモーションの考え方)

### (\*) 愛着形成とは…

乳幼児期に子どもと養育者との間に生まれる“心の結びつき”を「愛着(アタッチメント)」といいます。

愛着(アタッチメント)は、イギリスの児童精神医学者ジョン・ボウルビー(John Bowlby)が、1960年代に「アタッチメント理論(愛着理論)」として提唱した概念です。

子どもは、乳幼児期に親などの養育者に受け入れられ、守られる経験を通して、愛着(アタッチメント)を形成していきます。

乳幼児期から安定した関係のもとで愛着形成されることで、安心感、信頼感が育まれ、他者とも“心の結びつき”を感じ、安定した人間関係を築くための基盤となっていきます。さらには、自分自身の存在を肯定し、自分は価値のある存在だと実感することにつながります。

### (\*) 自己肯定感とは…

自己肯定感とは、「自分はかけがえのない存在で価値がある」、「自分が生きていることには意味がある」など、自己を肯定的に感じることができる心の感覚をいいます。

自己肯定感が高まることで、「自分は生まれてきてよかった」、「自分のいのちを大切にしたい」、「人の役に立ちたい」など、自分自身と他者を大切にすることにつながります。



## 2 「いのちを育む教育」の指針の位置づけ

この指針では、学校、家庭、保健、医療、福祉、地域等関係機関が理念・目的を共有し、乳幼児期から様々な機会で見え目なく「いのちを育む教育」に手を携え取り組んでいけるよう、本市の現状・課題、関係機関との連携のあり方、目指す姿を共通認識し、対策を立てていくための方向性を明らかにしています。

なお、本指針は、福島県教育委員会『「性に関する指導」の手引』（平成24年度作成）の趣旨を踏まえつつ、学校のほか、家庭や地域の役割についても盛り込むことで、本市の特性や地域全体で支えていく仕組みについて整理することとしました。



出典：福島県教育委員会HPより

## 福島県の性教育

### \*福島の子どもたちのすがた —性を学んでいのち生きいき—

#### 指針（基本的方向性）

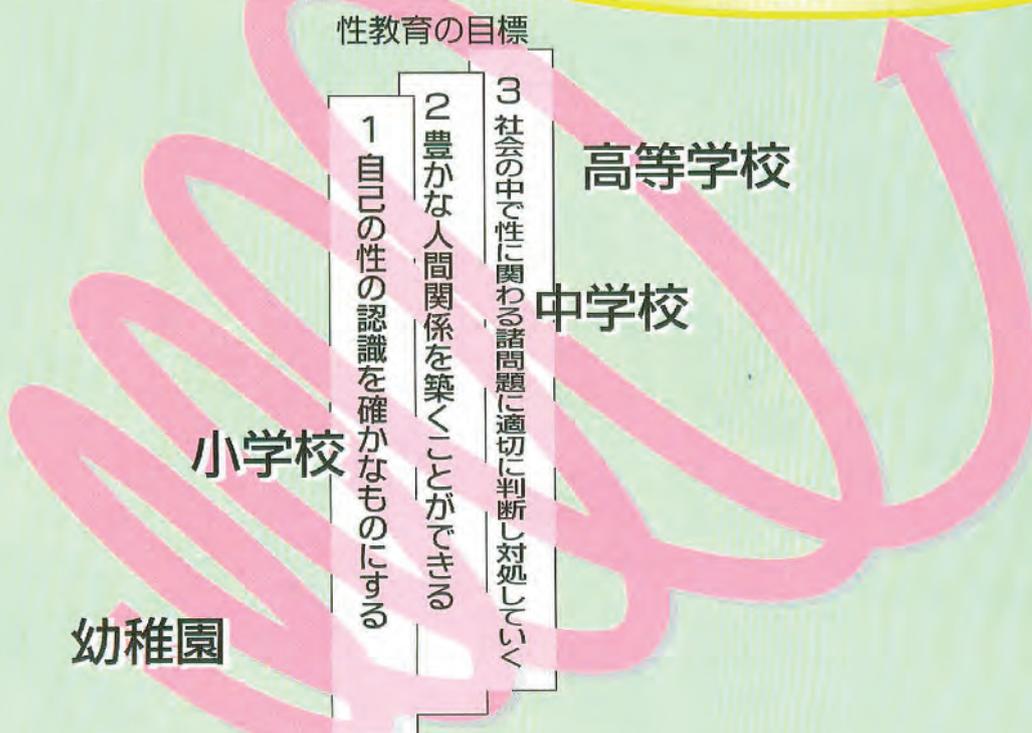
- 1 自分を大切にする（愛する）心を育てるとともに、他者を大切にする気持ちを育てる。（人格の尊重、思いやり）
- 2 自分たちを取り巻くさまざまな性情報を取捨選択し行動できる力を育てる。
- 3 直面する性に関する問題に対し豊富な知識を持ち、適切な意思決定や行動選択ができるよう育てる。

#### 指導のポイント

- ☆心身の発達や自分の性について正しい知識を持たせる。
- ☆発達段階に応じた内容を選ぶ。
- ☆保護者との共通理解を図る。
- ☆家庭、学校、地域の連携を図り、継続して指導する。
- ☆各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間と関連づけて指導する。

#### 《統合・深化》

#### 人格の完成・豊かな人間形成



## 第3章

# 「いのちを育む教育」の推進



### 1 本市の目指すべき姿

子どもたちが、いのちと性への理解を深め、自己肯定感を高めながら、健康で豊かに生きる力を育てるまち

具体的には、次のようなまちです。

- ① いのちの尊さや人と人との絆の大切さを育むことができるまち
- ② 子どもたち自らが、発達段階に応じた心身の健康に関する正しい知識と対応力を身に付け、自立していくことができるまち
- ③ 子どもたちの自己肯定感を高めながら、健康で豊かに生きる力を育むことができるまち



## 2 「いのちを育む教育」の推進のための視点

### 視点① 子どものライフステージに応じた長期的なアプローチ

本市の子どもたちが、生まれ、育ち、やがて次世代を育むまでの長期的な展望のもと、子どもたちのライフステージに応じて、関係者が、長期的な目標をもち、系統だった対策を講じる必要性があります。



乳幼児期から様々な機会で見切れ目なく、「いのちを育む教育」を子どもたちが継続して受けていけるよう、学術的根拠に基づき、発達段階に応じた学びの場を設けていくことが必要になります。また、正しい知識の理解に加え、子どもたちが主体的に行動選択できるための学習も必要となっています。

### 視点② 学校・家庭・地域・医療等関係機関における目標の共有と連携の促進

多様化する本市の思春期保健の現状と課題や対策について、広く市民で共有し、子どもたちを地域社会全体で育てていく必要があります。

学校、家庭、保健、医療、福祉、地域等関係機関相互の一層の連携のもと、本市の現状・課題、関係機関と連携のあり方、目指す姿を共通認識し、対策を立てていくための方向性を明らかにし、様々な機会を通して、一丸となって取り組むことが必要となっています。



### 視点③ 地域特性に応じた対策の検討

東日本大震災により、家族や地域の関係性などが変化し、子どもの心や居場所に影響を与えています。また、本市における10代の人工妊娠中絶率は、減少傾向にあるものの、依然として国より高い状態が続いています。

そのような中、子どもたちの豊かな未来のために、地域関係者が互いに支えあいながら、本市ならではの対策をより一層進めていくことが必要となっています。





## 3 「いのちを育む教育」の推進のための基本目標及び内容

### 目標体系

#### 基本目標 ① 「いのちを育む教育」を乳幼児期から青年期まで全市的に展開

##### 1 「いのちを育む教育」を地域社会全体で支援

- (1) 正しい知識の普及・啓発及び「いのちを育む教育」に関する意識の醸成
- (2) 「いのちを育む教育」の指針の活用
- (3) 乳幼児期から青年期までの系統的な支援

##### 2 取り組むべき主要な課題として、学校等の取り組みを推進

- (1) 全ての学校における「いのちを育む教育」の充実
- (2) 学校全体での共通理解の促進

#### 基本目標 ② 子どもたちが自らが主体的に考え取り組める活動の推進

##### 1 子どもたちが自分自身のこととして受け止め、行動選択できるための支援

- (1) 自主的、実践的な課題解決のための体験型活動の推進
- (2) 学校における活動機会の確保
- (3) 保健医療福祉専門機関や地域活動団体との連携
- (4) 相談窓口の整備

##### 2 個別性や多様性に応じた支援

- (1) 個々の特性や環境に応じた個別支援体制の充実
- (2) 障がいのある子どもへの配慮

### 基本目標 ③ 家庭における「いのちを育む教育」の充実

#### 1 家庭におけるいのちの大切さを伝えていく

- (1) 家庭における「いのちを育む教育」に関する意識の醸成
- (2) 自己肯定感を高める関わりの重要性の浸透
- (3) 家庭教育に関する情報提供の充実

#### 2 子育て家庭への支援の充実

- (1) 保護者による活動への支援
- (2) 相談体制の強化

### 基本目標 ④ 学校、家庭、保健、医療、福祉、地域等関係機関の連携の促進

#### 1 学校、家庭、保健、医療、福祉、地域等関係機関のネットワークの形成

- (1) いのちを育む教育推進協議会の開催
- (2) 地域ごとの関係機関の連携

#### 2 適切なアプローチによる効果的な支援

- (1) 繰り返し学習する機会の確保
- (2) 指導者の知識及びスキルの向上と指導方法の工夫

#### 3 関係機関の活動を推進するための基盤整備

- (1) 学校、家庭、保健、医療、福祉、地域等関係機関の課題共有及び支援計画の策定
- (2) 関係機関の活動体制及び人材育成への支援

### 基本目標 ① 「いのちを育む教育」を乳幼児期から青年期まで全市的に展開

#### 現状・課題

- 東日本大震災により、家族や地域の関係性が変化し、震災ストレスを抱えたまま生活をしており、子どもの心や居場所に影響を与えている。
- 本市の10代の人工妊娠中絶や性感染症の罹患率が高い現状や子どもたちをとりまく社会状況の変化に応じた教育や支援が求められている。
- 現在、いのちの教育は、個々の関係機関がそれぞれに取り組んでおり、目標や効果的な対応等の情報共有が十分に図れていない。

## 1 「いのちを育む教育」を地域社会全体で支援

「いのちを育む教育」は、学校、家庭、保健、医療、福祉、地域等関係機関が目標や効果的な対応等の情報共有と密な連携を図りながら進めることが大切です。子どもの性意識や性行動には、自己肯定感が大きく影響していることから、乳幼児期から一貫して、「自分自身が大切な存在」であり、「一人ひとりが大切ないのち」であると実感できるように伝えていく必要があります。

自己肯定感やいのちの尊厳は、乳幼児期から家庭・地域社会との関係性の中で、日々の積み重ねの連続性の中で育まれます。いのちを育む教育を学校、家庭、保健、医療、福祉、地域等が一体となって乳幼児期から青年期まで全市的に取り組むことで、10年後、20年後の本市の子どもたちの未来を支えていくこととなります。

### (1) 正しい知識の普及・啓発及び「いのちを育む教育」に関する意識の醸成

自他を尊重し、心身の健康の保持増進を図るためには、正しい知識の習得と理解が大切です。本市の現状や課題を認識するとともに、心身の健康保持増進のために必要な知識の普及・啓発に取り組んでいきます。

### (2) 「いのちを育む教育の指針」の活用

文部科学省の学習指導要領、福島県教育委員会『「性に関する指導」の手引き』を踏まえつつ、本市の「いのちを育む教育」に携わる学校、家庭、保健、医療、福

祉、地域等の関係者全体で、課題や目指す姿を共有し、支援していくために活用を推進します。

### (3) 乳幼児期から青年期までの系統的な支援

乳幼児期の愛着形成は、人間関係の基礎となるものです。乳幼児期には、意思表示（泣いたり、笑ったり）に対して、要求に応じてもらい満足する経験を通して、愛着を形成し、「私は愛され、援助される、価値ある存在」という自尊心感情・自己肯定感の育ちにつながり、他者への思いやりや信頼に結びついていきます。こうした自己肯定感を乳幼児期から様々な機会を通して、継続的に伝えていくことが大切です。

また、豊かな人間形成を目指し、発達段階に応じた学習を積み重ねていくことにより、子ども自身が適切な意思決定や行動の選択を行い、自立した生活ができるようにしていくことが大切です。

## 2 取り組むべき主要な課題として、学校等の取り組みを推進

本市の子どもたちが、基本的かつ効果的な「いのちを育む教育」を等しく受けることができるよう、学校全体で取組を推進します。

また、学校全体の取り組みにあたっては、教育目標や学校保健計画・学校安全計画に基づき年間指導計画を作成し、子どもの成長・発達の様々な段階において支援を続けるという共通理解に立ち、問題意識の共有化を図ると共に、保健学習だけでなく、道徳の授業、学級活動、ボランティア活動、学校行事等様々な機会を通じて、繰り返し、生・性に関する学習時間を確保し、生命尊重や自己肯定感、自尊感情を育てられるよう、学校内、保護者や地域と共通認識をもち、協力しながら進めていく必要があります。

<例>

- ・ 授業参観や講習会で話題に取り上げる。
- ・ 学校保健計画について学校内で共有し、実践していく。
- ・ 学校保健委員会や学校評議員会において、地域関係者も含め協議する。

## (1) 全ての学校における「いのちを育む教育」の充実

生涯にわたる健康を保持増進し、適切な意思決定や行動選択をしていくためには、子どもたち一人ひとりが学校において基礎的・基本的な正しい知識を身に着けることが必要となります。

また、いのちを育む教育は、人間関係から性感染症の予防、妊娠・出産とライフステージ等、幅広い分野の様々な切り口があり、広く深い見識はもとより、生き方について全人的な理解が求められることから、これを教える教職員の研修機会が確保される必要があります。

## (2) 学校全体での共通理解の促進

「いのちを育む教育」の意義、基本的な考え方、計画などについて共通理解をし、教育活動全体を通じて、各教科、各領域の関連性を十分に把握し、組織的、計画的、総合的に学習や活動を経験できるよう進めていくことが大切です。

※ 学校での学習内容を系統だてし、外部講師の講座の前後に学習の機会を設けることで、子どもの知識が深まり、課題意識が高まります。また、継続的に様々な機会を通じて繰り返し課題や学習に触れることで、子どもたちの意識の維持につながり、学びを深めていくことが重要です。

## 基本目標 ② 子どもたちが主体的に考え取り組める活動の推進

### 現状・課題

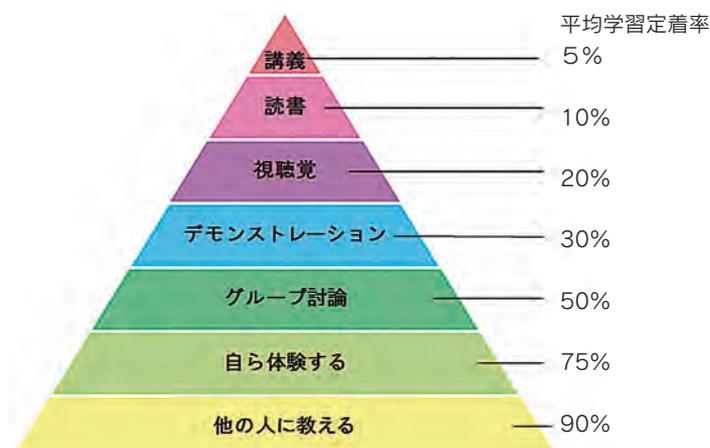
- 科学的な概念としての生命の成り立ちや構造についての知識の習得だけでは、生命のすばらしさを実感し、適切な意思決定や行動選択に結びつかない。
- いのちの大切さ、人間関係の構築、自己肯定感を育むといった趣旨ではなく、若年の妊娠や性感染症等の性の問題を防ぐことに焦点をあてた指導がなされている。
- 地域の実状や子どもたちの理解にあわせた効果的な外部講師の活用機会が少ない。

## 1 子どもたちが自分自身のこととして受け止め、行動選択できるための支援

適切な意志決定・行動選択には、正しい知識の理解もさることながら、自分自身のこととして問題を受け止め、周囲に相談していくなど解決していけるような知識、意識や能力を身につけ、主体的に行動や環境を改善していく力を育む活動を推進していく必要があります。

<例>

- ・ クラス単位にするなど顔の見える距離での指導。
- ・ 実習や考察させる等体験型のプログラムを取り入れる。
- ・ わかりやすい視聴覚教材の活用。



出典：Cohen,1991

### (1) 自主的、実践的な課題解決のための体験型活動の推進

子ども一人ひとりが、自らの心身の健康と適切な人間関係、将来の人生設計に関心を持ち、他者を思いやる心を養うために、子どもの発達段階や興味関心に応じて、また現代の社会状況にあった様々なスタイルの学習が自主的、実践的に行うことができるよう、体験型活動の機会の促進に努めていく必要があります。

### (2) 学校における活動機会の確保

学習指導要領に基づく体育・保健体育、理科、道徳、社会、家庭科等の各教科はもちろんのこと、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の様々な教育活動の様々な機会を通じて、継続的に、効果的に、繰り返しのちの教育を多角的な視点から学習できるよう、より一層推進していくことが必要です。

### (3) 保健医療福祉専門機関や地域活動団体との連携

地域の保健医療福祉機関や地域活動団体を活用した学習の機会を確保することで、専門知識を有する医師、保健師、助産師等による健康教育や思春期ピアカウンセリング<sup>(\*)</sup>等の地域活動団体による講話により、子どもたちが地域の実情に応じた専門性の高い学習ができるだけでなく、幅広い地域の支援者の存在に気づき、困った時に助けを求めることにもつながります。

また、学校、家庭、保健、医療、福祉、地域等関係者の相互の連携を深めることで、人と人とのつながりの中、必要な支援が必要な子どもたちや家庭に届くよう努めていく必要があります。

### (4) 相談窓口の整備

性に関する問題行動や自殺の未然防止、子どもの健全育成という観点から、性や生きることに悩みのある子どもたちを対象として、問題行動等の早期発見や予防を図る必要があります。さらに、支援が必要な子どもに対して、個々に応じたケアが受けられるよう、各種専門機関を柔軟に活用することが大切です。

#### (\*) 思春期ピアカウンセリングとは…

思春期の子どもたちと同世代の若者が、ピア（仲間）として、同じ視点で話しあい、思春期の悩みの相談によりそう活動のこと。

## 2 個別性や多様性に応じた支援

「いのちを育む教育」を行う上では、全ての人が人間として尊重される必要があります。“人間は、異なる性別の人を好きになることもあれば、同じ性別の人を好きになることもあり、そのことで差別してはいけない”というメッセージを伝え、性的指向の多様性に配慮する必要があります。

### (1) 個々の特性や環境に応じた個別支援体制の充実

個々の実態を把握し、特性や環境に応じて、家庭と連携しながら指導をしていくことが重要となります。子どもたちが困難を抱えた場合には、その都度、適切に相談することができるよう、相談機関について周知を図る必要があります。

また、LGBTQ（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー・クエショニング/ジェンダークイア）等の性的マイノリティーにおいても、自身が社会的マイノリティーであることなどによって生きづらさを覚え、総じて精神的な健康状態が悪くなりやすい傾向にあります。自らの性に違和感を覚えながら表現出来ずに悩む当事者が目の前にいるかもしれないとの認識を持つ必要があります。

### (2) 障がいのある子どもへの配慮

障がいの状態や程度に応じて、学校と保護者が連携を図り、日常生活の延長線上、個々人に応じた指導の工夫が必要となります。

さらに、障がいの特性にあわせた合理的配慮を考慮しながら、「いのちを育む教育」を通して、個性や能力を伸ばしていけるよう丁寧に関わる必要があります。

#### (\*) LGBTQとは…

L＝レズビアン(女性同性愛者)

G＝ゲイ(男性同性愛者)

B＝バイセクシャル(両性愛者)

T＝トランスジェンダー(体と心の性が違う状態)

Q＝クエショニング(性別がわからない) /

ジェンダークイア(性別が特定できない)

## 基本目標 ③ 家庭における「いのちを育む教育」の充実

### 現状・課題

- 学校教育だけでは限界があり、適切な家庭教育が非常に重要だが、家庭での取り組みは個別性が高い。
- 親自身が男女の身体的・生理的な違いなどの狭義の性教育しか受けておらず、体系的な学びがないため、どのように子どもに伝えればよいのか分からない。
- 「いのちを育む教育」の解釈が人により異なる。

## 1 家庭におけるいのちの大切さを伝えていく

子どもの生・性に関する意識や行動は、生まれ育った家庭のあり方、家族関係、保護者の価値観や生き方、保護者の育て方や考え方が大きく影響しています。そのため、子どもへの教育の前に、学校の教育方針や性に関する指導の意義、内容、方法について、家庭の理解を得ながら、家庭においても適切な性及び生に関する助言が行われるよう進めていくことが重要です。

<例>

- ・ PTA協議会の講習会や親子参加型のイベント等で取り上げる。
- ・ 思春期保健セミナーの開催。
- ・ 家庭の日常会話で話題となるようなパンフレットの配布。

### (1) 家庭における「いのちを育む教育」に関する意識の醸成

全ての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長発達が保障されるべきです。家庭において、健康な生活習慣や適切な人間関係のあり方を身につけ、子どもが自他のいのちを大切にし、健康に社会生活を自立して送れるようにしていかなくてはなりません。

一方、親世代は、体系的ないのちの教育を受けていないことから、狭義の性教育に留まらず、乳幼児期からの愛着形成、自己肯定感を高める関わり、コミュニケーション能力の育成、子どもの居場所も包括した広義の「いのちを育む教育」の必要性を理解し、子どもに向き合っていけるよう支援していく必要があります。

## (2) 自己肯定感を高める関わりの重要性の浸透

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤です。自己肯定感やいのちの尊厳を感じることができるためには、乳幼児期から最も身近な家族との愛着形成とそれに続く自己肯定感を得ることが非常に重要です。

## (3) 家庭教育に関する情報提供の充実

家庭において、「いのちを育む教育」に取り組むことができるよう、保護者が参加可能な講演会の開催や家庭教育で活用できるような教材の開発や配布の取り組みが求められます。

## 2 子育て家庭への支援の充実

### (1) 保護者による活動への支援

家庭において親子で「いのちを育む教育」について考える機会を増やすために、学校の学習内容や地域の専門職の講話や相談を活用しやすいよう周知に努めていく必要があります。

### (2) 相談体制の強化

子どもたちへの対応や思春期の悩みに、適切に相談を行うことができるよう、相談機関について周知に努めていく必要があります。

現状・課題

- 各関係機関の情報共有や連携が十分になされていないため、個人・団体それぞれの取り組みに留まっている。
- 様々な機関による取り組みについて長期的な展望がなければ、継続性のある活動となりづらい。

## 1 学校、家庭、保健、医療、福祉、地域等関係機関のネットワークの形成

学校では、学校保健計画に基づき、様々な教育活動全体を通じて「いのちを育む教育」が実施されています。学校内においても、課題を共有ながら、発達段階に即した計画、実践、評価を繰り返すなど、常に指導の見直し・改善を図っていくことができる体制を構築することが重要です。

「いのちを育む教育」に関する指導体制を確立するためには、管理職のリーダーシップの下、養護教諭や保健主事のみならず、全ての教職員による共通理解・認識に基づいて指導していく体制を整えることが大切です。

<例>

- ・ 協議会や研修会での周知
- ・ 思春期保健教育・性感染症予防教育教材の貸し出し

### (1) いのちを育む教育推進協議会の開催

いのちを育む教育推進協議会では、関係機関が一同に会し、本市の現状課題、効果的な取り組み等の情報を共有し、連携・協力を図りながら、全市的な取り組みに発展していけるよう「いのちを育む教育」を推進していくことが求められます。

### (2) 地域ごとの関係機関の連携

子どもたちが地域の中で、自分のことを気にかけてくれる大人の存在に気づき、困った時は助けを求められることができるよう、小学校単位で地域関係機関と連携を図り、学校保健委員会等で協働していけるような取り組みを推進していく必要があります。

## 2 適切なアプローチによる効果的な支援

### (1) 繰り返し学習する機会の確保

「いのちを育む教育」を実施する場合、学習指導要領に基づき、各教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の様々な学校活動の様々な機会を通じて、基本的な学習を学校で繰り返し学ぶ機会を確保するとともに、関係機関や専門家等の協力を得て、現状や具体策等を学ぶことも効果的です。学習の際は、地域性や年齢に応じた少人数での学習ができるよう、できる限り配慮することが大切です。

また、地域関係団体等からの指導・協力を得るためには、日ごろから、学校の指導の方針や子どもの現状等について情報交換を行い、連携を深めておくことが大切です。

### (2) 指導者の知識及びスキルの向上と指導方法の工夫

「いのちを育む教育」は、幅広い分野を包括した内容であることから、子どもの発達に応じた適切で実践的な指導を行うことができるようスキルの向上のため、研修の充実を図り、効果的な指導方法の工夫が行えるよう取り組んでいくことが重要です。

## 3 関係機関の活動を推進するための基盤整備

地域における「いのちを育む教育」をより一層促進していくためには、情報共有をはじめとする関係機関の連携が重要であり、具体的な支援計画の策定並びに地域活動団体の人材確保が求められます。

### (1) 学校、家庭、保健、医療、福祉、地域等関係機関の課題共有及び支援計画の策定

複雑・多様化している課題に対応していくために、関係機関が課題を共有し、一体となって具体的な支援計画を策定し、実施していくことが重要です。

### (2) 関係機関の活動体制及び人材育成への支援

本市の関係活動団体が安定的にいのちを育む教育に携わり、効果的な取り組みを行うことができるよう活動体制及び人材育成等の支援を行っていくことが求められます。

## 第4章

# 「いのちを育む教育」の 指針に基づく活動の推進

いわき市「いのちを育む教育」の指針の推進にあたっては、各主体の連携・協調のもと、子どもたちが、自他のいのちを大切にし、明るく豊かな人生を送ることができるよう、支援できる体制の構築を進め、社会全体で子どもたちの自立と社会参加を支援する必要があります。

そのためには、行政のみならず、関係機関の協力はもとより、家庭や地域が一体となって取り組んでいくことが重要です。



### 1 各主体の役割

#### (1) 市の役割

市は、国や福島県、関係機関と協力し、行政機関だけではなく、様々な主体と連携した支援のネットワークを強化し、子どもたちが自他のいのちを大切にし、明るく豊かな人生を送り、地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進していくことが求められます。

#### (2) 保護者の役割

子どもたちが自他のいのちを大切にし、明るく豊かな人生を送るための支援には、学校教育はもちろん、家庭での教育が重要です。

親から子へのいのちの大切さと、子どもの抱える問題にいち早く気づくため、親と子の普段のコミュニケーションの大切さを再認識するとともに、家庭での適切な対応が求められます。

#### (3) 教育分野の役割

教育委員会は、児童生徒一人一人の自他の生命を尊重する態度や、健康で安全な生活を送る能力の育成に向け、道徳教育等との関連を図りながら健康教育・安全教育の充実に努めていく必要があります。

各学校においては、校内組織や推進体制を整備するとともに、児童生徒の発達段階や教科等の特質に応じた授業実施や個別指導を行うことが求められています。

#### (4) 保健・医療・福祉分野の役割

保健・医療・福祉のそれぞれの高い専門性を活かし、関係機関との相互の連携・協力を図りながら、助言、指導はもとより、「いのちを育む教育」に取り組んでいく必要があります。

また、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう地区保健福祉センターにおける中地域、小地域単位での地域の実情に合わせた活動の推進に努めていく必要があります。

さらに、学校、関係団体のみならず、保護者や子ども本人が、相談しやすい体制づくりに努め、支援の必要な方への積極的な支援が大切です。

#### (5) 地域及び市民の役割

市民、団体、企業等の様々な主体で構成される地域においては、震災を契機に地域内でのつながりの重要性が再認識されています。

いわき市の子どもたちの未来のため、子どもに係る保護者や学校だけでなく、市民全体がその役割を考え、支える支援体制づくりに取り組む必要があります。

## 2 推進体制

学校、家庭、保健、医療、福祉、地域等関係機関が連携を図りながら、さらなる体制の充実を図る必要があることから、継続的に関係機関が共有理解を図るための機会をもつとともに、様々な機会を通して効果的な取り組みを行うことができるようネットワークの強化に努め、市民全体が一丸となって取り組めるような体制を構築していくことが求められます。

# 役割分担のイメージ図

## ライフステージ

関係機関	乳幼児期	学 童 期			青年期	成人期 (子育て世代)
		小学生	中学生	高校生		
保 護 者	ライフステージに応じた家庭におけるいのちの教育(心身の健康・自己肯定感の大切さなど)					
学 校 行 政		学校保健計画の実施評価				
幼 稚 園・ 保 育 園	幼児向け いのちの教育 (体の大切さなど)					
小 学 校・ 中 学 校・ 高 等 学 校		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健計画の実施</li> <li>・学校保健委員会等での連携</li> <li>・「いのちを育む教育」(いのち、心身の健康、人間関係、性、薬物、いじめ、メディア、自殺予防等)</li> </ul>				
大 学・ 専 門 学 校 等			思春期ピアの育成と活動			
医 療 機 関		助産師や医師等による健康教育				
保 健 行 政	おやこ性教育 (各地区保健福祉センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性感染症予防教育(保健所地域保健課)</li> <li>・心の健康教育、自殺予防対策事業等(保健所地域保健課)</li> <li>・性・生教育セミナー(各地区保健福祉センター)</li> <li>・思春期保健教材貸出事業、指導者向けセミナー(こども家庭課)</li> <li>・思春期健康相談(各地区保健福祉センター、こども家庭課)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期保健セミナー</li> <li>・母子保健事業等(こども家庭課・各地区保健福祉センター)</li> </ul>
地域関係団体		助産師等地域の関係者による健康教育			思春期講演会、思春期相談 (思春期サポーターの会)	
地 域 住 民	民生児童委員／主任児童員等地域の関わり					

## 平成29年度 いわき市いのちを育む教育推進協議会委員名簿

	委員氏名	機関・団体名等	種 別
会長	かま だ まりこ 鎌 田 真理子	いわき明星大学 教授	学識経験者
	たん こう へい 丹 孝 平	いわき市小学校長会 (泉北小学校)	学校・PTA 関係
	さい とう ひろ こ 齋 藤 洋 子	いわき市中学校長会 (好間中学校)	
	ひ さ いさお 比 佐 功	福島県高等学校長協会いわき支部 (好間高校)	
	はこ ぎき よう いち 箱 崎 洋 一	いわき市PTA連絡協議会 会長	
	はせがわ のり お 長谷川 徳 男	いわき医師会 会長	地域関係 団体等
	もん ま み な こ 門 馬 美那子	福島県助産師会いわき会 会長	
	た やま はる み 田 山 晴 美	家庭教育インストラクター いわきの会 会長	
副会長	しの はら きよ み 篠 原 清 美	いわき市民生児童委員協議会 会長	行政関係
	の ぐち ひろ ふみ 野 口 浩 文	福島県教育庁いわき教育事務所 社会教育主事兼指導主事	
	たか ざわ ゆう ぞう 高 沢 祐 三	いわき市保健福祉部 部長	
	ほん だ かず ひろ 本 田 和 弘	いわき市こどもみらい部 部長	
	やぎ ぬま ひろ み 柳 沼 広 美	いわき市教育委員会 教育部長	

## いわき市いのちを育む教育推進協議会アドバイザー

	わた らい むつ こ 渡 會 睦 子	東京医療保健大学医療保健学部 准教授
--	-----------------------	--------------------

## いわき市「いのちを育む教育」の指針

平成30年3月

発行 いわき市こどもみらい部こども家庭課

〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191

TEL 0246-27-8597



